

指定給水装置工事事業者工事施行要領の改正点

令和8年10月

施行要領 新旧対比表

項 目	改 正【令和8年10月版】	現 行【令和7年10月版】	説 明
第三章	第三章 手 続	第三章 手 続	
第三章 第1節 2	第1節 指定事業者が施行する給水装置工事 (省略) 2 工事の種類 給水装置工事には工事内容により次の種類がある。 (省略) (4) 修 繕 工 事 原則として、給水管、給水用具などの破損等を修理する工事で、<u>政令6条の基準性能適合品を使用するもの。</u>	第1節 指定事業者が施行する給水装置工事 (省略) 2 工事の種類 給水装置工事には工事内容により次の種類がある。 (省略) (4) 修 繕 工 事 原則として、給水装置の原形を変えないで給水管、給水栓などの部分的な破損箇所を修理する工事。	・現行の対象に加え、原形を変えなければ修理できない修繕も対象とするため、文言の一部を修正
第三章 第1節 1 1.5	第2節 工事施行に伴う市への申込み（申請）手続等 (省略) 1 給水装置工事の施行承認 (省略) 1.5 施行承認の申込方法 以下の提出書類を記入し、市水道部の受付担当者に提出すること。 以下、削除	第2節 工事施行に伴う市への申込み（申請）手続等 (省略) 1 給水装置工事の施行承認 (省略) 1.5 施行承認の申込方法 以下の提出書類を記入し、市水道部の受付担当者に提出すること。 なお、令和7年10月1日付けで廃止となる様式（以下、「旧様式」という。）については、令和8年9月30日まで使用可能とする。ただし、一申請において現行様式と旧様式の併用は認めない。	・経過措置期間終了に伴う文章の削除
第三章 第2節 6 6.1	(省略) 6 設計審査及び工事検査 (省略) 6.1 設計審査及び工事検査を要する工事 指定事業者が施行する給水装置の新設、改造及び撤去工事。 ただし、メータの位置及び分岐位置を変更するものは除く、既存の給水管を同じ管種による移設工事については、修繕工事として取扱い、設計審査及び工事検査は不要とする。	(省略) 6 設計審査及び工事検査 (省略) 6.1 設計審査及び工事検査を要する工事 指定事業者が施行する給水装置の新設、改造及び撤去工事。 ただし、メータの位置及び分岐位置を変更するものは除く、既存の給水管を同じ管種で 0.5m 以内に移設する工事については、修繕工事として取扱い、設計審査及び工事検査は不要とする。	修繕工事に該当する範囲として、0.5 m の指定を削除し、修繕工事の取扱いを関して別で定めるため削除
第三章 第2節 6 6.2.5	6.2.5 留意事項 (1) 設計審査に合格しなかった場合は、当該工事に着手してはならない。着手した場合、市の条例及び規程の定めにより、指定の取消等の処分を受けることがある。 (2) 設計審査合格後において、工事内容の変更を必要とした場合は、「本節 7 工事変更等の取扱い」によること。 <u>(3) 建替え・リフォーム等に伴う給水装置工事の設計に際し、既設に鉛製給水管が確認された場合は、工事申込者に対し更新の必要性を説明し、別配管による設計・更新とするよう助言・指導に努めること。</u>	6.2.5 留意事項 (1) 設計審査に合格しなかった場合は、当該工事に着手してはならない。着手した場合、市の条例及び規程の定めにより、指定の取消等の処分を受けることがある。 (2) 設計審査合格後において、工事内容の変更を必要とした場合は、「本節 7 工事変更等の取扱い」によること。 と。（新規追加）	鉛管解消に努める文言を追加

第三章 第2節 23 23.3	23 受水タンク及び高置タンクに設置する非常用給水栓に関する取扱い (省略) 23.3 誓約事項の遵守 (省略) 【誓約事項】 ① 災害時のみの使用とし、ポンプ故障や自然濁水、計画的工事等、一時的な断水や濁水時には使用しないこと。 また、破損、損傷等した場合は、所有者及び管理責任者の責任において速やかに修繕を行うこと。 ② 非常用給水栓を使用した場合や破損、損傷等による漏水が発生した場合は、当該水量に対する料金請求に応じること。 ③ 所有者、管理責任者及び連絡先等に変更があった場合は、本申請書を新たに作成し提出すること。 ④ 非常用給水栓の設置は、受水タンク及び高置タンク毎に1～2個程度とする。 また、設置に当たっては、受水タンク等の強度を損なうことのないよう、指定給水装置工事事業者や製造業者等と調整し設置すること。 ⑤ 非常用給水栓には「災害時以外使用不可」等の表示看板を設置すると共に、キー付水栓や結束バンド、若しくは蛇口のハンドルを取り外す等の措置を講じること。 ⑥ 武蔵野市給水条例第41条に基づき、受水タンク及び高置タンク（非常用給水栓を含む。）を適切に管理すること。 ⑦ 非常用給水栓の設置完了後は、非常用給水栓の設置状況や表示看板等の措置状況等が判る写真を提出すること。	23 受水タンク及び高置タンクに設置する非常用給水栓に関する取扱い (省略) 23.3 誓約事項の遵守 (省略) 【誓約事項】 ① 災害時のみの使用とし、ポンプ故障や自然濁水、計画的工事等、一時的な断水や濁水時には使用しないこと。 ② 破損、損傷等した場合は、所有者及び管理責任者の責任において速やかに修繕を行うこと。 また、破損、損傷等による漏水や災害時以外の一般使用が認められた場合は、使用量に対する料金請求に応じること。 ③ 所有者、管理責任者及び連絡先等に変更があった場合は、本申請書を新たに作成し提出すること。 ④ 非常用給水栓の設置は、受水タンク及び高置タンク毎に1～2個程度とする。 また、設置に当たっては、受水タンク等の強度を損なうことのないよう、指定給水装置工事事業者や製造業者等と調整し設置すること。 ⑤ 非常用給水栓には「災害時以外使用不可」等の表示看板を設置すると共に、キー付水栓や結束バンド、若しくは蛇口のハンドルを取り外す等の措置を講じること。 ⑥ 武蔵野市給水条例第41条に基づき、受水タンク及び高置タンク（非常用給水栓を含む。）を適切に管理すること。 ⑦ 非常用給水栓の設置完了後は、非常用給水栓の設置状況や表示看板等の措置状況等が判る写真を提出すること。	誓約事項の 文言を修正
--	---	--	----------------------------

第四章	第四章 給水装置設計・施工基準（給水装置編）	第四章 給水装置設計・施工基準（給水装置編）	
第四章 第1節 13 13.1.2	13.1.2 宅地内に使用する給水管 宅地内(屋内を含む。)に使用する給水管は、ステンレス鋼管、鋳鉄管のほか、次表の「給水管の種類及び特徴(表－１)」及び「宅地内における給水管の配管上の注意点(表－２)」を参考に選定する。 <u>なお、鉛製給水管が残存している場合は、健康影響・水質基準の観点から別配管への更新を基本とする。</u>	13.1.2 宅地内に使用する給水管 宅地内(屋内を含む。)に使用する給水管は、ステンレス鋼管、鋳鉄管のほか、次表の「給水管の種類及び特徴(表－１)」及び「宅地内における給水管の配管上の注意点(表－２)」を参考に選定する。	鉛管解消に努める文言を追加
第四章 第1節 18 18.3	18.3 給水補助加圧装置の取扱い 給水補助加圧装置の設置条件は、次のとおりである。 (１) 日本水道協会の認証要件を遵守すること。 (２) 特定の給水器具の補助加圧に使用し、すべての給水器具を対象に加圧しないこと。 (３) 給水補助加圧装置の一次側には止水栓を設置すること。 (４) 原則として単独給水管に設置すること。ただし、連合給水管において、流量計算上必要な水量を得られ、かつ他の使用者全ての同意が得られた場合はこの限りではない。 ※ 現場での耐圧試験は、給水補助加圧装置を外した状態で実施すること。 日本水道協会の認証要件 <u>1 給水補助加圧装置</u> <u>① 申込品は、戸建て住宅の２・３階への一部給水用具に使用する。</u> <u>② 申込品が配水管への影響を与えない。</u> <u>③ 設置に当たり、所管の水道事業者へ必要な届出を行う。</u> <u>④ 使用者に製品情報及び維持管理情報等を適切に提供する。</u> <u>2 特定施設水道連結型スプリンクラー設備に使用する給水補助加圧装置</u> <u>① 申込品は特定施設水道連結型スプリンクラー設備の作動のために使用する。</u> <u>② 申込品が配水管へ影響を与えない。</u> <u>ただし、特定施設水道連結型スプリンクラー設備の作動時は除く。</u> <u>③ 設置に当たり、所管の水道事業者へ必要な届出を行う。</u> <u>④ 使用者に製品情報及び維持管理情報等を適切に提供する。</u>	18.3 給水補助加圧装置の取扱い 給水補助加圧装置の設置条件は、次のとおりである。 (１) 日本水道協会の認証付帯条件を遵守すること。 (２) 特定の給水器具の補助加圧に使用し、すべての給水器具を対象に加圧しないこと。 (３) 給水補助加圧装置の一次側には止水栓を設置すること。 (４) 原則として単独給水管に設置すること。ただし、連合給水管において、流量計算上必要な水量を得られ、かつ他の使用者全ての同意が得られた場合はこの限りではない。 ※ 現場での耐圧試験は、給水補助加圧装置を外した状態で実施すること。 日本水道協会の認証付帯条件 ① 給水補助加圧装置の使用は、戸建て住宅（２・３階建て）に限定するとともに、２・３階に設置の一部給水器具用に使用する。 ② 製造者又は販売者は、この装置を設置しようとする者又は工事を行うものに、設置に当たっては、当該水道事業体に工事施行に必要な申請等を行わせる。 ③ 製造者又は販売者は、この装置の使用者あるいは使用希望者には、当該装置についての情報が適切に伝わるようにすると共に、維持管理についての適切な情報を提供する。	日本水道協会の認証要件

武蔵野市 給水条例	武蔵野市給水条例	武蔵野市給水条例	
武蔵野市 給水条例 第2章	第2章 給水装置の工事及び費用 (省略) (工事の施行) 第6条 給水装置の新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）及び撤去の設計及び工事は、管理者又は管理者が同条第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者（法第3条第5項に規定する水道事業者をいう。以下同じ。）又は他の水道事業者が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置の工事を施行する必要があると認めるときに、これらの者が施行する当該工事については、この限りでない。 2 前項の規定により指定給水装置工事事業者が工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。 (省略) 4 指定給水装置工事事業者に関する事項については、別に管理者が定める。	第2章 給水装置の工事及び費用 (省略) (工事の施行) 第6条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。 2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。 (省略) 4 指定給水装置工事事業者に関する事項については、別に管理者が定める。	給水装置の工事を災害その他非常の場合に限り、全国各地の指定事業者にて施行することが出来るよう、条例改正を行ったため、条文修正